

2017 年新規意見速報版

「2017 年版アンケート新規意見：貿易・投資上の問題点と要望 - 中東・アフリカ編 - 」

(2017 年 1 月～2017 年 2 月実施)

2017 年 8 月

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

事務局：日本機械輸出組合

目次

7 . 中東地域・アフリカ地域

GCC.....	1	アルジェリア.....	20
アラブ首長国連邦.....	3	モロッコ.....	21
イラン.....	5	モーリタニア.....	22
イラク.....	7	セネガル.....	23
イスラエル.....	8	ガーナ.....	24
ヨルダン.....	9	エチオピア.....	25
オマーン.....	10	ケニア.....	26
カタール.....	11	タンザニア.....	27
サウジアラビア.....	13	ザンビア.....	28
クウェート.....	17	アンゴラ.....	29
エジプト.....	18	南アフリカ.....	31
ナイジェリア.....	19	モザンビーク.....	33

GCCにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1 外資参入規制	日機輸	(1)	外資マジョリティ出資比率規制	・多くの国において、いまだに外資出資規制が行われており、販売拠点進出の障害となっている。(商業資本外資独占投資が許されていない) (継続)	・販社として機動的な販売活動を実現するため外資に対する市場開放を実現して欲しい。	・代理店保護法
9 輸出入規制・関税・通関規制	日鉄連	(1)	セーフガード	・2009年11月7日、形鋼(角形鋼、構造用形鋼、ピーム)に対して、サウジアラビアとオマーンの国内メーカーが申立てを行い、調査が開始された。 (継続)		
	日鉄連			・2016年6月9日、輸入カラー鋼板等に対するセーフガード調査を開始。対象は幅600mm以上の非合金鋼のカラー鋼板及びその他の被覆鋼板。GCCの輸入HSコード7210.70及び7210.90に含まれるもの。 2017年1月9日、クロの仮決定ながらも、暫定措置の賦課無し。		
	日鉄連			(改善) ・2009年12月30日、現地ミルが生産できない1220mm以上の大型形鋼が調査対象から除外された。 (改善記載済み) ・2010年6月9日、GCCアンチダンピング事務局は2010年5月9日に開催したTSAD常設委員会で深刻な損害が認められないと判断し、調査を打ち切る旨、2010年6月9日に正式に日本ミルへ通達した。 (改善記載済み)		
	日機輸	(2)	輸入通関時の開品検査	・コンテナヤードにてかなりの高率にてコンテナを開けての開品検査が発生する。(3割程度)また多大な時間もかかりかつ検査にともなうコストは荷主負担となる。検査後の積み直し時にダメージも多数発生。	・検査率が他国にくらべあまりにも高いため是正を働きかけてほしい。	・税関関連法
	日機輸	(3)	出荷前検査	・通関時、第三者機関による出荷前商品検査証が必要であるが、(サウジ: SASO クエート: KUSO) コストが非常に高額である。検査の内容も頻繁に変更される。	・出荷前検査が必要な国は世界でも数少なく、対象国に制度廃止を打診していただきたい。	・税関関連法
日機輸	(4)	貿易書類における領事査証 Legalization	・インボイスなどの貿易書類において、領事査証が必要。コスト、余計なりードタイムが発生。	・領事査証の要求が残っている国は世界でも数少なく対象国に制度廃止を打診していただきたい。	・税関関連法	
19 工業規格、基準安全認証	日機輸	(1)	国ごとに異なる煩雑な薬事関連規則	・薬事関係の規制が整備されていない国々に粒子線治療装置・施設を輸出する場合、薬事関連規制等は欧米準拠が求められることがある。また、薬事規制以外にも放射線防護に係る規制や、医療機器の製造、輸入、販売等に関する規制等、様々な規制が国毎に存在し、その対応が非常に煩雑となっている。 (継続)	・日本の薬事取得のみでも当該国の医療機器として承認されるよう、また、その他規制に関しても、日本準拠であれば認可が簡素となるよう各国政府との間で交渉して頂きたい。	・薬事法等
	日機輸	(2)	独自の製品安全規制	・製品安全関連規制の導入にあたり、独自の表示要求、各国の既存の規制との運用の整合、国際規格との整合などについて、不明瞭な点、負担増加が見られる。 (継続)	・産業界に不要な負担が発生する為、国際規格に極力準拠し、負担を増やさない方向で進めて欲しい。	・Gulf Technical Regulation for Low Voltage Electrical Equipment and Appliances - BD-142004-01

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19	日機輸 日機輸	(3)	不合理な製品安全規制	<p>・2016年7月1日より湾岸低電圧機器および電気製品技術規則が強制実施されたが、その後、規則に規定されていない要求が当局指定の認証機関宛に連絡され、その認証機関宛の連絡内容(要求)が、官報公示など公式連絡がないまま、認証機関により、製造者/輸入者への強制適用されている。加えて、その適合実施に対する十分な移行期間も設定されていない。</p> <p>・湾岸諸国基準認証統一に伴い、2016年7月1日より湾岸低電圧機器および電気製品技術規則が強制実施されたが、各加盟国の現行規則へも適合が要求され、二重の適合性評価を要求される。</p> <p>本湾岸技術規則において、適用規格はIECの最新規格を引用しているが、その採用において最新規格発行後、1年の適用猶予期間が設けられることになったが、1年の適用猶予では最新規格の試験を実施できる試験所が不足する。</p> <p>全適用規格の公表がされないため、適用規格判断が困難。</p>	<p>・追加要求は規則を改正し、その改正内容を公示して広く意見を募集後、対応が可能な移行期間を設定しに実施をする。</p> <p>・規制対象製品に対して、本湾岸技術規則施行後は、各加盟国の現行規則への適合義務は失効とする。</p> <p>・IEC最新規格を適用規格として採用する際は、適用に際し旧規格との十分な移行期間を設定する。</p> <p>・適用規格リストを公示する。このとき、旧適用規格と新適用の適用への移行期間も明記する。</p>	<p>・Gulf Technical Regulation for Low Voltage Electrical Equipment and Appliance</p> <p>・Gulf Technical Regulation for Low Voltage Electrical Equipment and Appliances</p>
22	環境問題・廃棄物処理問題	(1)	2015年TBT通報されたUAE RoHS案の公布時期・内容が不明	<p>・2016年初公布、2017年施行といったプランで2015年にTBT通報された。2015年12月に最終案が現地で紹介されたいが、その後の公布が確認できていない。</p>	<p>・公布が予定よりも遅れるのであれば、施行時期を遅らせていただきたい。</p>	<p>・G/TBT/N/ARE/265 https://members.wto.org/crnattachments/2015/TBT/ARE/15_3008_00_e.pdf</p>
26	その他	(1)	医療機器輸出後の継続支援の要求	<p>・粒子線治療装置を新興国等に輸出する場合、単に機器を輸出するだけでなく、輸出相手国側の環境整備(人材や法律、保険制度、医療インフラ、建設・運営ファイナンス等)、装置導入後のアフターケア体制構築まで含めた総合的な支援が求められる。</p> <p>(継続)</p>	<p>・我が国の粒子線治療装置を有する大学や病院、研究機関と相手国の機関との間で人材交流を行い、相手国人材育成を促進して頂きたい。</p> <p>・研修生を受け入れた我が国機関には、税の軽減や施設整備費の優先割り当て等のインセンティブを与える等検討して頂きたい。</p> <p>・輸出相手国への医療情報インフラ整備(遠隔操作等の医療情報インフラ整備支援、医療情報のセキュリティに関する国際ガイドラインの制定、輸出相手国の医療情報収集体制構築等)を支援して頂きたい。</p> <p>・新技術に対しても融資等公的ファンドが利用できるような仕組み作りをお願いしたい。</p>	
	日機輸	(2)	港湾インフラの未整備	<p>・港湾施設の安全性に問題があり、船便での輸送リスクが高い。</p>	<p>・港湾施設のセキュリティ改善をして頂きたい。</p>	

アラブ首長国における問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1 外資参入規制	日機輸	(1)	外資マジョリティ規制	・外資規制があり、当国への事業投資に際し、出資マジョリティをとれない問題がある。 (継続)	・規制撤廃を望む。	
9 輸出入規制・関税・通関規制	日鉄連	(1)	原産地証明の必要	・2003年1月1日、GCC(湾岸協力会議)諸国(UAE、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビアの6カ国)の産業保護育成のため、政府の発行する原産地証明が必要。 (継続)	・制度の撤廃ないし手続きの簡素化。	
	時計協	(2)	税関での水際取締にかかると問題点	・UAEは中近東におけるハブ港である。税関検査は、UAE国内貨物のみしか行なわれない。	・トランジット貨物を含めた差止めを望む。	
14 税制	日機輸	(1)	VAT賦課の可能性	・VAT賦課が開始される可能性があるという情報が入っている。VATが課されればドバイストックヤードからUAE 国内に出荷する貨物、業者委託費用等に税金が課されることになり、大きな負担となる。	・VAT賦課に関する動きを注視のうえ、新しい情報が入ったら迅速に提供いただきたい。	
	日機輸	(2)	免税(関税)の許認可取得リスク	・国営企業との契約において、免税の是非を決定する経済省(Ministry of Economy)の許認可取得リスクを入札者側が負っている。	・国営企業側が許認可取得リスクを負うことを望む。	
16 雇用	日機輸	(1)	現地人雇用義務	・給与等処遇水準の高い当国民の民間企業における雇用義務に起因する採算面および運営面での問題がある。 (継続)	・義務撤廃、給与格差補填、高等教育拡充等を望む。	
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	模倣品処理費用の負担	・偽造品、模造品の撲滅に向けた取り組みを行っているが、没収した偽造品の保管、輸送、破棄費用が負担となっている。 (継続)	・知的財産権執行法令強化。 ・税関取締り強化。 ・偽造品輸入差止手続導入、簡素化。 ・正規輸入者に対する没収偽造品の関連費用負担軽減。	・ACTA-模倣品・海賊版拡散防止条約(2010年10月)
	時計協	(2)	不正・不良輸入業者の常習犯化	・差別的な法令運用、通関・流通手続きの可能性が有る。 日本企業は正規流通させるため、法令・規則に従って原産地証明やSASOなどの必要書類添付の upstream をしているのに対し、違法商品が必要書類もなく流入・流通している実態がある。	・税関を迂回する密輸行為も含め、合法的に活動する企業を保護するために、違法商品を取り扱う流通業者や小売業者を取り締まってほしい。 ・密輸を防止してほしい。	・商標法 ・意匠法 ・通関手続き ・国境管理
	時計協 時計協	(3)	商標権取得にかかる費用全般の問題点	・UAEの商標オフィシャルフィーが2015年5月より大幅値上げされ、登録料 US\$2,720、更新料 US\$2,720となったが、他国と比較し高すぎる。 ・UAEの領事館認証費用(委任状認証1件当り12万円)が他国の同費用に比較し格段に高すぎる。	・商標オフィシャルフィーの引き下げを望む。 ・領事館認証費用の引き下げ。	
22 環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1)	公布時期、内容が不明確な危険物質規則	・2016年初公布、2017年施行といったプランで2015年にTBT通報された。 2015年12月に最終案が現地で紹介されたいが、その後の公布が確認できていない。 (継続)	・公布が予定よりも遅れるのであれば、施行時期を遅らせていただきたい。	・G/TBT/N/ARE/265 https://members.wto.org/crnattachments/2015/TBT/ARE/15_3008_00_e.pdf

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
22	日機輸			<p>・欧州RoHSを概ねコピーした内容となっているが、欧州RoHSにはない製品登録が意図されていることや、適合性評価に関する技術文書の内容と提出に関する運用が法案の条項間で不整合があるなど、不明確な点が存在する。このため、移行期間内に適切な準備ができるかどうか懸念がある。 (継続)</p> <p>(参考) ・Cabinet Resolution No. 10, 2017については、下記URLのLaw and Legislaton一覧の「UAE regulation to control hazardous materials in electrical and electronic devices」を参照。 http://www.esma.gov.ae/en-us/ESMA/Pages/Laws-and-Legislations.aspx</p>	<p>・具体的な内容を適切に規定して頂きたい。 ・法規制対応の準備のため、十分な事前情報の提供と移行期間の設定をお願いしたい。</p>	<p>・Cabinet Resolution No. 10, 2017</p>	
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	日機輸	(1)	<p>許認可取得リスクの負担 (継続)</p>	<p>・国営企業TRANSCOとの契約において税制を含む法令変更リスクを契約者側が負う契約形態を強いられている。 (継続)</p>	<p>・国営企業側が税制を含む法令変更リスクを負うことを望む。</p>	
			(2)	<p>コントラクターライセンス制度の下での事業継承とライセンス取得の困難 (継続)</p>	<p>・当地DEDによるContractor Classificationは、日本商社の業容にはそぐわずContractor licenseの取得が困難。商社をContractorとして認め得るような登録カテゴリーそのものが無い。 (継続)</p>	<p>・LicenseやClassificationの問題に縛られずに日本商社がMAIN CONTRACTORとしてWorkできる様な規制の運用を望む。</p>	
			(3)	<p>CICPAの運用改善 (継続)</p>	<p>・アブダビ内の発電所に立ち入るためにはCICPAからのパス発行が必要になるが、発行までに非常に時間がかかる。(ミッションビザでの入国後3-4営業日) (継続)</p>	<p>・発行期間の短縮を望む。</p>	

イランにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
2 国産化要請・現地調達率と恩典	日鉄連	(1)	自国鉄鋼業優遇措置	・1982年3月、自国鉄鋼業保護のための措置で、国内ミル製造品目について国内ミルのNon-Production Certificate取得を要求されることがある。 (継続)	・制度の撤廃ないし手続きの簡素化。	
	日鉄連	(2)	自国船の優先配船	・1982年3月、国営船社(IRISL)使用義務付けを中銀が通達。政府買付機関向けには数量が大きいこともあり、特に厳密に適用されている。 1990年10月、国営船社の優先使用。500MT以上のロットは原則的にIRISLの使用を義務付けている。条件付(Freightの10%相当をpenaltyとして支払う)で他国船使用も可。 (継続)	・制度の撤廃。	
12 為替管理	日鉄連	(1)	為替管理の強化	<ul style="list-style-type: none"> - 1980年8月、L/C発行にPBO、大蔵省、総理府、商業省、中銀の許可が必要となる。 - 1992年3月、L/C延長につき、中銀の許可取得が必要になる等の規制が実施された。 - 1993年10月、L/C発行を含む全ての為替取引につき、商業省の許可が必要となる。 - 1994年、輸入が厳しく制限され、原則としてイラン金融機関を経由しない輸入は非合法となる。同時に輸出見合いの輸入については厳しく制限されることとなった。 - 1997年末頃からAT SIGHT L/Cの開設が増え、本年初めより90%以上のL/Cは原則AT SIGHTで開設されている。為替レートはUSD1=IR3000に固定される一方、生活必需物資等の輸入用のFloatingレートとしてUSD1=IR1750が適用。 - 1999年3月、輸出為替レートUSD=IR3000廃止。 - 2000年3月、テヘラン証券取引所で為替取引開始。 - 2001年央、輸入優遇レートUSD=IR1750廃止。 - 2002年3月、外貨事情好転と輸入規制緩和のため、経済及び国家財政の健全化実勢レートに統一化される。 		
	日鉄連			<ul style="list-style-type: none"> ・1986年6月、輸出入バランスを図り、計画的輸入を行うため、各省による外貨割当により事実上コントロールしている(L/C発行時にチェックされる)。 (継続) 	・制度の撤廃。	
14 税制	日機輸	(1)	内容が不明確な税法	・イラン国内法は課税範囲や定義が不明確であり、税務当局側の有利な解釈に基づき課税された事例があった。 (継続)	・日本・イラン間租税条約の締結による課税範囲の明確化。	
17 知的財産制度運用	時計協	(1)	税関での水際取締にかかると問題点	・税関差止めは、裁判所より差止め命令が必要である。貨物を特定して裁判命令を受けることは困難である。	・税関に知財権侵害貨物について職権での差止め権限を付与すること及び税関登録制度の制定を望む。	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
23 諸制度・慣行・非 能率な行政手続	日鉄連	(1)	政府機関による集 中購買	・1980年8月、自力で有利な買付のできない中小需要家の保護及び特定量輸 入品目の計画的配分のため、政府機関(例えばIDRO等)が主として汎用大 量品種を集中購買する。民営化の動きあり。 (継続)	・制度の撤廃。	
25 政府調達	日鉄連	(1)	バイ・イラニアン政 策	・2009年3月、自国鉄鋼業を保護するため、政府機関が調達する鋼材につい ては国産材に限定することを通達。	・制度の撤廃。	

イラクにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
13	金融	日機輸	(1)	送金の困難	・銀行システムが確立しておらず、イラク向け送金に制約がある。 当地(ヨルダン)からバグダッドに送金してくれる一流銀行がない。(イラク側の問題に起因) (追加)	・銀行システムの改善。	
14	税制	日機輸	(1)	支店登録にまつわる税務関係手続の遅延	・事務所登録に関し、貿易商、税務当局等の関係省庁の作業、対応が緩慢であると共にルールが曖昧である。 日系各社ともに程度の差はあるものの、何らかの問題を抱えている。 (内容、要望ともに変更)	・登録手続きの明確化と適切な対応。	

イスラエルにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	雇用	JEITA	(1)	ビザ申請の遅延	・滞在許可(VISA)ならびに就労許可の審査手続きが非常に時間を要する。また、ビザ申請料、更新料も高額であり、手続きの簡素化ならびに費用の見直しを要望する。 (継続)	・手続きの簡素化および期間短縮。 ・手数料の見直し。	

ヨルダンにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	日鉄連 日鉄連	(1)	線材・棒鋼に対するセーフガード措置	<p>・2012年4月4日、ヨルダン工業貿易省が線材・棒鋼に対するセーフガード調査を開始する旨、WTOに通報。対象HSは7213206および7214類。 (継続)</p> <p>・2013年6月15日、輸入棒鋼、線材類に対し、特惠関税対象の発展途上国を除く輸入を対象に、セーフガード(SG)関税賦課を決定したことをWTOに通報。対象はヨルダンのHSコードで、7213.105、7214.105、7214.205、7214.305、7214.915、7214.995、7215.105、7215.505、7215.905、および72.13類の内、7.5mm超の外径でコイルとして輸入されるもの。SG関税率は、2013年6月16日から2014年6月15日まで80JD/t、2014年6月16日から2015年6月15日まで70JD/t、2015年6月16日から12月16日まで60JD/tとなっている。</p> <p>2015年12月16日、2014年6月15日まで80JD/t、2014年6月16日から2015年6月15日まで70JD/t、2015年6月16日から12月16日まで60JD/t、 (2015/12/16延長しないことを決定。)</p> <p>(追加)</p>		
24 諸制度・慣行・非能率な行政手続	日機輸	(1)	法律発効日・手続の不透明	<p>・EUの環境関連法規制をコピーした法案となっており、製品の仕様変更、ラベル表示、申請等が要求されているが、法案に記載されている施行日である2014年7月1日になっても一部の法律が正式発効されていない。また、法文にない認定測定機関によるテストレポートと適合宣言書を要求されており、通関を止められるなど、ビジネス上の障壁となる事案が起きている。 (継続)</p>	<p>・法規制対応準備のため、十分な時間(例:正式発効後、施行日まで1年間等)を確保し、発効日、施行日、要求事項の詳細を明確に規定して頂きたい。</p> <p>・書類の申請等の手続きを明示するガイドライン等を準備頂きたい。</p> <p>・法文に無い要求はやめていただきたい。</p>	

オマーンにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	税制	日機輸	(1)	本社経費の付け替え	・オマーンでの石油精製、石油化学、天然ガス処理、液化天然ガス(LNG)プラント等の建設プロジェクト(設計・機材調達・建設一括請負)においては、個別プロジェクトにて発生する販売費及び一般管理費や工務部門間接費の付け替え(賦課)について、カタールでは(売上高 - 外部仕入高)の3%、クウェートでは3.5%しか認められず、オマーンにおいては売上高の3%、もしくは本社販間費の3%しか認められない。 個別プロジェクトの遂行過程では、本社機能や間接部門のサポートも不可欠であるが、プロジェクトをサポートする上で発生する人件費や経費は、上記の見做し額では実状とかけ離れたものとなっている。	・個別プロジェクトにおいて発生する販売費・一般管理費や工務(製造)部門間接費については、発生の実状に則したレベルでの付け替えを認めていただきたい。	
		日機輸	(2)	課税対象範囲	・オマーンでは、プラント輸出契約(設計・機材調達・建設の一括請負契約)について契約金額総額が課税対象になる。そのため設計役務など当該国外(例えば、日本、第三国など)において提供された役務についてもすべてが課税対象になる。 特にクウェートでは、韓国等の一部の国が国外提供役務に対する免税を勝ち取っており、日本がそれらの国とプラント輸出で競合する場合、税制上不利になる。	・プラント輸出契約(設計・機材調達・建設の一括請負契約)において設計役務などプラント建設国外(例えば、日本、第三国など)にて提供された役務については、課税対象外にしていただきたい。 ・恒久的施設(Permanent Establishment: PE)に帰属する所得を当該国での建設部分のみとするよう租税条約に明記頂きたい。 ・特にクウェートにおいて韓国等と競合する場合、税制面で不利を被らないようにしていただきたい。	

カタールにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	貿易書類における領事査証取得義務	・インボイスなどの貿易書類において、領事査証が必要。コスト、余計なリードタイムが発生する。 (継続)	・領事査証の要求が残っている国は世界でも数少なく、対象国に制度廃止を打診していただきたい。	・税関関連法
	日機輸	(2)	通関手続の遅滞	・カタール国外からの輸入品受取りに際して行われるCustom Clearanceに関して、Custom Codeが不明瞭であるためか、関税局員次第で審査方法がまちまちとなっているきらいがあり、時として受取りに遅延が発生することがある。 (継続)	・一貫性のある審査方法を徹底して頂きたい。	・Custom Code Law No. 40 (2012)
11 利益回収	日機輸	(1)	厳格な配当制限	・カタール籍の会社から配当を行う場合、毎年度の純利益の内、10%を毎年法定準備金として株式資本の50%に達するまで積み立てる必要があるため、当該額が配当に充てられない。 (継続)	・経済特区では、法定準備金が課されない特例を設けて頂きたい。	・Qatar Commercial Company Law Article 183
14 税制	日機輸	(1)	不明瞭な税制改正の内容	・源泉徴収税や税留保に関して、近年税制改正が行われているが、具体的な適用方法、適用時期について不明瞭な箇所があり、税務アドバイザーのアドバイスに頼らざるをえない一方、税制違反に伴う追徴課税のリスクがあるため、税務アドバイザーに保守的な解釈をうながされるきらいがある。 (継続)	・適用方法、適用時期を明確に定めて頂きたい。また新税法施行に猶予期間を与える場合は、その猶予期間内に法制を整えて頂きたい。	・Income Tax Law 21 of 2009 (circular 1 - 3 2011)
	日機輸	(2)	納税証明書発行の遅延	・Income Tax Lawに基づき、客先よりリテンションの支払いについてカタール税務当局が発行する納税証明書の提出が要求されるが、当該証明書の発行に非常に時間がかかる。2014年9月末に税務申告の電子化移行が発表されたが、当該システムが軌道に乗るまでには相当の時間を要するものと思われる。納税証明書の発行については、当面、更なる遅延が予想される事態となっている。 (継続)	・税務当局が当該税務申告の電子化を早期に制度として定着させ、査定業務の一層の迅速化を図り、バック・ログの大幅削減を速やかに実現するよう強く望む。	・Income Tax Laws 21 of 2009 / Circular No.2/2011
	日機輸	(3)	課税対象範囲	・カタールでは、プラント輸出契約(設計・機材調達・建設の一括請負契約)について契約金額総額が課税対象になる。そのため設計役務など当該国外(例えば、日本、第三国など)において提供された役務についてもすべてが課税対象になる。 特にクウェートでは、韓国等の一部の国が国外提供役務に対する免税を勝ち取っており、日本がそれらの国とプラント輸出で競合する場合、税制上不利になる。	・プラント輸出契約(設計・機材調達・建設の一括請負契約)において設計役務などプラント建設国外(例えば、日本、第三国など)にて提供された役務については、課税対象外にしていただきたい。 ・恒久的施設(Permanent Establishment: PE)に帰属する所得を当該国での建設部分のみとするよう租税条約に明記頂きたい。 ・特にクウェートにおいて韓国等と競合する場合、税制面で不利を被らないようにしていただきたい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		日機輸	(4)	留保金制度	・カタールでの石油精製、石油化学、天然ガス処理、液化天然ガス(LNG)プラント等の建設プロジェクト(設計・機材調達・建設一括請負)では、税務当局から発行されるNo Objection CertificateやTax Clearance Certificateと呼ばれる、いわゆる納税義務完了通知書の取得まで契約金額の一部(=クウェートは5%、カタールは3%)を留保される制度があり、資金回収面で期間の不利益が生じる。	・左記のような留保金(リテンション)制度を適用しないでいただきたい。	
		日機輸	(5)	本社経費の付け替え	・カタールでの石油精製、石油化学、天然ガス処理、液化天然ガス(LNG)プラント等の建設プロジェクト(設計・機材調達・建設一括請負)においては、個別プロジェクトにて発生する販売費及び一般管理費や工務部門間接費の付け替え(賦課)について、カタールでは(売上高 - 外部仕入高)の3%、クウェートでは3.5%しか認められず、オマーンにおいては売上高の3%、もしくは本社販間費の3%しか認められない。 個別プロジェクトの遂行過程では、本社機能や間接部門のサポートも不可欠であるが、プロジェクトをサポートする上で発生する人件費や経費は、上記の見做し額では実状とかけ離れたものとなっている。	・個別プロジェクトにおいて発生する販売費・一般管理費や工務(製造)部門間接費については、発生の実状に則したレベルでの付け替えを認めていただきたい。	

サウジアラビアにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1 外資参入規制	日機輸	(1)	ライセンスの категория変更	・工業ライセンスのインセンティブとして関税免除の記載があるが、財務省が事業継続中に独断で電力水事業をサービス事業に変更した為インセンティブがなくなり、事業収益に大きな影響があった。法律改正はなく、解釈を変更したのみ。	・ライセンスの category 変更は事業計画に大きく影響するので独断ではやらないで欲しい。	
2 国産化要請・現地調達率と恩典	日鉄連	(1)	自国鋼材優先購入	・国内産業保護のため、HADEEDの棒鋼、線材を優先購入(BUY SAUDI政策)がなされる。特に政府のConstruction Tenderでは丸棒はHADEEDのものが優先され、ConstructorにもJob Owner / Consultantから直接・間接のプレッシャーがかかる。 (継続)	・BUY SAUDI政策の撤廃。	
8 投資受入機関の問題	日機輸 日機輸 日機輸	(1)	投資庁ライセンス	・規定が曖昧。ライセンス発行後6か月以内の活動開始が条件となっているが、活動開始の判定基準が明記されていない。入札に参加して受注活動するだけでは認定されなかったが、入札の参加資格を得る為にはライセンスが必要だった。 ・罰則規定は公表されていない内規に基づいている。 ・更新料が高額(Advance categoryで12,000米ドル/年)。	・基準の明確化。 ・内規の公表。 ・更新料の値下げ。	
9 輸出入規制・関税・通関規制	日鉄連	(1)	GCC6カ国統一関税	・国内ミル保護のために、国内ミルが生産可能なアイテムに特別に高関税率をかけていたが、2005年のWTO加盟を受けて撤廃され、全てのアイテムについてArab/GCC6カ国(クウェート、バーレーン、カタール、UAE、オマーン、サウジアラビア)統一関税である5%に関税引き下げとなった。 (継続)		
	日鉄連 日機輸	(2)	サウジ・スペックに基づく出荷前・通関検査の繁雑	・品質チェックのために、各品種において規格化を進めており、鉄鋼については主要品種の規格化を推進。丸棒、バーインコイルを対象としたSAUDI SPECに基づく通関検査を行う。 (継続) ・通関時、第三者機関による出荷前商品検査証が必要であるが(サウジ: SASO クエート: KUSO)、コストが非常に高額である。検査の内容も頻繁に変更される。 (継続)	・制度の撤廃ないし手続きの簡素化。 ・出荷前検査が必要な国は世界でも数少なく、対象国に制度廃止を打診していただきたい。	・税関関連法
	日機輸	(3)	貿易書類における領事査証取得義務	・インボイスなどの貿易書類において、領事査証が必要。コスト、余計なリードタイムが発生する。	・領事査証の要求が残っている国は世界でも数少なく対象国に制度廃止を打診していただきたい。	・税関関連法
	日機輸	(4)	輸入通関時の開品検査	・コンテナヤードにて、かなりの高率にてコンテナを開けての開品検査が発生する(3割程度)。また多大な時間もかかり、かつ検査にともなうコストは荷主負担となる。検査後の積み直し時にダメージも多数発生。 (継続)	・検査率が他国にくらべあまりにも高いため是正を働きかけてほしい。	・税関関連法
	日機輸	(5)	通関手続の煩雑・遅延	・サウジ外からの素材・部品輸入、サウジで製造した機器の国外への輸出の為の通関手続きを迅速・円滑に行えるよう改善頂きたい。 当社の発電案件におけるサウジ国外からの輸入において、長期間通関出来ず現地工事に影響を与えた経験あり。	・出荷前検査、原産地証明書、SASO、輸入ライセンスなどの煩雑な書類手続き、輸入通関時の開梱検査などといったプロセスの撤廃、緩和をお願いしたい。	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日機輪	(6)	関税還付の煩雑・遅延	・立て替え関税の還付に時間と手間がかかり過ぎる。	・税関での免税手続きができる様にしたい。	
14 税制	日機輪	(1)	優遇税制の不在	・外資がサウジアラビアに新規に会社を設立する場合、税制面での優遇策がなく、現地における起業のインセンティブがない。	・新会社を設立する場合は、最低10年間のタックスホリデー制を導入してもらいたい。	
	日機輪	(2)	所得税	・外国企業へは法人所得税率(利益の20%)が課されるが、サウジ企業へは喜捨税(別名Zakat, Net Worthの2.5%)が課されるのみで、同じ土俵での競争となっていない。事業権入札ではUnfairな競争を強いられている。税務当局の査定も外国企業には厳しく、サウジ企業には甘い対応。	・税制改正。 ・公平な税務対応。	
	日機輪	(3)	源泉税	・サウジアラビアに恒久的施設を持たない非居住者へ支払われる役務対価に関しては日本・サウジ租税条約によりサウジアラビアにおいて課税対象外となった。これを受け、サウジ税務当局は源泉税を免除するための手続きとして以下の2つを示している。 (1)サウジ国内で源泉税を一旦徴収した後、還付申請をして還付を受ける。 (2)予めサウジ税務当局に申請書を提出し、源泉税免除を受ける。 上記のように源泉税免除の手続きは示されているものの、提出が必要な書類がきわめて多く、実務上の負担が非常に大きいだけでなく、申請が認められるまでに長い時間を要することから源泉税の徴収を巡って支払者である客先が源泉徴収義務違反を問われ、最悪の場合、ペナルティを課せられる可能性も排除できない。 ・サウジアラビアに恒久的施設を持たない非居住者への対価に対する源泉税の税率は日本・サウジ租税条約により以下のとおりである。 - ロイヤリティ:5% - 利子、配当:5% - 技術料、航空運賃、海上運賃、国際通話料:5% - その他のサービス対価の支払:15% - マネジメントフィー:20%	・源泉税免除の手続きを簡素化して頂きたい。特に左記にある(2)の方法に関して手続きを簡便なものにしてもらいたい。	
	日機輪	(4)	不明瞭な税制度	・サウジ製品のクオリティーをあげるには多大な労力がかかる。そのため、優遇政策は必要。一部顧客では、インセンティブを設けるとあるが、その評価が極めて不透明。 ・法制の発表、適用があまりに不正確。(何月何日に交付、何月何日に施行というスケジュールがあまりに短く、また曖昧)	・ロイヤリティ、利子、配当の税率をゼロにして頂きたい。特に利子・配当に関しては強く要望する。	
	日機輪				・サウジ製品への優遇政策の設置とその評価の透明化。 ・法制の発表・適用の明確化。	
16 雇用	日鉄連	(1)	サウジ人雇用規制の強化と突然の変更	・サウジアラビアには、「サウダイゼーション」と呼ばれるサウジ人雇用強化政策があり、一定比率のサウジ人の雇用が義務付けられている。工場の運営などはインドなどからの出稼ぎ外国人労働者により行われていることが多く、工場運営の阻害要因となっている。 (継続)		・ニターカート・プログラム

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	日機輪			<ul style="list-style-type: none"> ・厳しいサウダイゼーションが要求されているものの、実情として多数の優秀なサウジ人を確保することは難しく、給与も同レベルの非サウジ人より少なくとも30%は高いことから、サウジ国内での製造を行う場合の競争力確保の阻害要因となっている。 ・また、サウジ人が就労できる職種が少ないので、サウジ人比率を上げるのが極めて困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サウダイゼーション要求の緩和やサウジ人雇用に伴う税制優遇措置など、サウジへの積極投資を促すような策を講じて頂きたい。 ・サウダイゼーションの理念は理解するが、この制度があるために、サウジ人は勤勉意欲がそがれ、甘えてしまう面が多々あると思われる。就労に対する基礎教育を強化してほしい。 	
	日機輪			<ul style="list-style-type: none"> ・「サウダイゼーション」について厳格化の動きがあると聞いているが、具体的な内容が分からないため対応に困っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・厳格化の動きに対して状況を注視し、新しい情報が入ったら迅速に提供いただきたい。 	
	日機輪			<ul style="list-style-type: none"> ・サウダイゼーション： <ul style="list-style-type: none"> - 事業ライセンスの更新に大きく影響するが、適当なサウジ人が中々見つからない。 - 優秀なサウジ人が限られている為、給与レベルが高騰し、会社の競争力を削ぐ減員となっている。 - 転職率が高く、事業継続の為にノウハウが中々蓄積せず、外国人への依存度が下がらない。サウダイゼーションが進まない原因となっている。 - サウジ人は都市志向が強く、地方の工場勤務を嫌う為、人材が中々固定できない。 - サウジ人は自分で手を動かす事を嫌う為、管理職につきたがるが、ポジションには限りがあるし、Skillのないまま管理職につけると組織が成り立たない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サウジ人を普通の競争の元におくべく国としてのシステムを変えて欲しい。 ・家庭での教育レベルをあげる為、親の教育・啓蒙に国として力を入れて欲しい(時間を守る、人の話を聞くなど)。 ・学校教育を充実させる為、教師の教育をより徹底すべき。 	
	日機輪	(2)	査証発行手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・空港での入国手続きに関し、長い列が出来て長時間待たされることが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・空港での入国審査の窓口の増設や審査の簡素化などにより改善頂きたい。 	
	日機輪			<ul style="list-style-type: none"> ・日本での申請は東京のみで本人による申請が必須となり、極めて不便。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京以外の都市での申請および旅行代理店など代理者での申請を可能と頂きたい。 	
	日機輪			<ul style="list-style-type: none"> ・Visaセンターへの本人出頭が必要だが、東京に1か所あるのみで、地方在住者の負担が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人出頭はなくしてほしい。 	
	日機輪			<ul style="list-style-type: none"> ・Workingビザは認可までに数ヶ月を要しており、遅延の開示も無く、サウジアラビアでの円滑な業務遂行に悪影響を与えている。加えて発給枠の取得にも時間がかかるので、手続きの簡素化、短期化をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請手続きの簡素化・短期化。 	
	日機輪			<ul style="list-style-type: none"> ・Work Visaの取得もサウジ人では代替にならない事の証明が必要で非常に手間暇がかかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Work Visa発給の緩和をお願いしたい。 	
	日機輪	(3)	ビザ代金の値上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・Visit Visa代金の大幅値上げとなり、6か月間有効のマルチVisaで800米ドル。 	<ul style="list-style-type: none"> ・金額の値下げをお願いしたい。 	
	日機輪			<ul style="list-style-type: none"> ・Visit ビザの申請料金が大幅に値上げされ、他国に例を見ない高額となっている。(25千円 65千円～100千円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・サウジでのビジネスを積極的に進める為にも査証申請料金を下げて頂きたい。 	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17 知的財産制度運用	時計協	(1)	不正・不良輸入業者の常習犯化	・差別的な、法令運用、通関・流通手続きの可能性がある。 日本企業は正規流通させるため、法令・規則に従って原産地証明やSASOなどの必要書類添付の上手続きをしているのに対し、違法商品が必要書類もなく流入・流通している実態がある。	・税関を迂回する密輸行為も含め、合法的に活動する企業を保護するために、違法商品を取り扱う流通業者や小売業者を取り締まってほしい。 ・密輸を防止してほしい。	・商標法 ・意匠法 ・通関手続き、国境管理
23 諸制度・慣行・非能率な行政手続	日鉄連	(1)	輸出品本体への原産地表示刻印義務	・問屋よりユーザーに売られる際、原産地明示を義務化しており、サウジに輸入される全ての鋼材のEach Pieceごとに原産地国名をペイントする。 2009年2月1日、サウジ向け全貨物の原産国外装表示の規制強化(サウジ税関よりの指令)。全ての貨物の外装(カートン等)に原産国の表示を印刷またはスタンプすることが必要となった。 (継続)	・制度の撤廃ないし手続きの簡素化。	
26 その他	日機輸	(1)	港湾インフラの未整備	・港湾施設の安全性に問題があり、船便での輸送リスクが高い。 (継続)	・港湾施設のセキュリティ改善をして頂きたい。	
	日機輸	(2)	情報インフラの未整備	・情報通信の増大、発達にインフラ整備が追いついていない。システムダウンの頻発や通信速度の大幅な減退等の為に業務に支障が発生している。	・情報インフラの整備。	

クウェートにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	日機輪	(1)	船積前検査義務付け	・通関時、第三者機関による出荷前商品検査証が必要であるが(サウジ: SASO クェート: KUSO)、コストが非常に高額である。検査の内容も頻繁に変更される。 (継続)	・出荷前検査が必要な国は世界でも数少なく、対象国に制度廃止を打診していただきたい。	・税関関連法
	日機輪	(2)	貿易書類における領事査証取得義務	・インボイスなどの貿易書類において、領事査証が必要。コスト、余計なリードタイムが発生する。 (継続)	・領事査証の要求が残っている国は世界でも数少なく対象国に制度廃止を打診していただきたい。	・税関関連法
14 税制	日機輪	(1)	留保金制度	・クウェートでの石油精製、石油化学、天然ガス処理、液化天然ガス(LNG)プラント等の建設プロジェクト(設計・機材調達・建設一括請負)では、税務当局から発行されるNo Objection CertificateやTax Clearance Certificateと呼ばれる、いわゆる納税義務完了通知書の取得まで契約金額の一部(=クウェートは5%、カタールは3%)を留保される制度があり、資金回収面で期間の不利益が生じる。	・左記のような留保金(リテンション)制度を適用しないでいただきたい。	
	日機輪	(2)	本社経費の付け替え	・クウェートでの石油精製、石油化学、天然ガス処理、液化天然ガス(LNG)プラント等の建設プロジェクト(設計・機材調達・建設一括請負)においては、個別プロジェクトにて発生する販売費及び一般管理費や工務部門間接費の付け替え(賦課)について、カタールでは(売上高 - 外部仕入高)の3%、クウェートでは3.5%しか認められず、オマーンにおいては売上高の3%、もしくはは本社販間費の3%しか認められない。 個別プロジェクトの遂行過程では、本社機能や間接部門のサポートも不可欠であるが、プロジェクトをサポートする上で発生する人件費や経費は、上記の見直し額では実状とかけ離れたものとなっている。	・個別プロジェクトにおいて発生する販売費・一般管理費や工務(製造)部門間接費については、発生の実状に則したレベルでの付け替えを認めていただきたい。	
	日機輪	(3)	課税対象範囲	・クウェートでは、プラント輸出契約(設計・機材調達・建設の一括請負契約)について契約金額総額が課税対象になる。そのため設計役務など当該国外(例えば、日本、第三国など)において提供された役務についてもすべてが課税対象になる。 特にクウェートでは、韓国等の一部の国が国外提供役務に対する免税を勝ち取っており、日本がそれらの国とプラント輸出で競合する場合、税制上不利になる。	・プラント輸出契約(設計・機材調達・建設の一括請負契約)において設計役務などプラント建設国外(例えば、日本、第三国など)にて提供された役務については、課税対象外にしていただきたい。 ・恒久的施設(Permanent Establishment: PE)に帰属する所得を当該国での建設部分のみとするよう租税条約に明記頂きたい。 ・特にクウェートにおいて韓国等と競合する場合、税制面で不利を被らないようにしていただきたい。	
16 雇用	日機輪	(1)	スポンサー制度による弊害	・Work Visa(就労Visa)取得に関しスポンサーを介しての手続きになり、又関係各庁での手続きに時間がかかり、取得に手間取ることがある。具体的には弊社新所長が16年4月に赴任すべくWork Visa取得申請を3月より開始するも、約2カ月弱はかかり4月末の赴任となった。	・Visa、各種許可証取得手続きに係る簡略化・短縮化。 ・スポンサー制度の見直し。	・スポンサー制度関連法 ・雇用関連規則

エジプトにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制・関税・通関規制	日鉄連	(1)	セーフガード措置	<p>・2012年11月28日、エジプト貿易・産業省は棒鋼(輸入HSコード7213、7214)に関してセーフガード調査を開始し、暫定税としてCIF価格の6.8%(299エジプトポンド/トン)を官報告示日より200日間課することを決定。</p> <p>2013年11月21日、暫定措置終了。2013年11月21日調査打ち切り。</p> <p>・2014年10月14日、エジプト貿易産業省が線材・棒鋼に対するセーフガード調査を開始すると同時に、暫定措置を発動する旨、WTO通報。同措置により、官報告示日より最大200日間、7.3%(最低290エジプトポンド/トン)の暫定セーフガード関税が賦課。</p> <p>2015年4月15日、最終決定に関する建議(～2015/10/13:8%但し408EGP下限、～2016/10/13:6.5%同325EGP、～2017/10/13:3.5%同175EGP)(追加)</p>	・措置撤廃。	
		日鉄連	(2)	輸入規制(輸入ライセンス制)	<p>・2016年1月16日、エジプト貿易・産業省は外国の工場および企業が、同省令指定に該当する品目をエジプト向けに輸出する場合、同工場・企業をエジプト輸出入管理公団に事前に登録することを義務付ける旨、公布。(HS72.13/72.14/72.15)</p> <p>2016年3月16日、施行。</p>		・2016年43号省令
12	為替管理	日機輸	(1)	外貨の供給	<p>・取引先エジプト企業の外貨保有が十分では無い。2016年11月外貨が自由化され、外貨準備は回復しているが、民間企業に対する外貨供給が不十分。</p>	・エジプト民間企業に十分なドル供給が行きわたる施策をお願いしたい。	・中銀の外貨管理施策
17	知的財産制度運用	時計協	(1)	商標権に関する問題点	<p>・商標の変更申請(社名変更など)の手続きに時間がかかりすぎる。(9年以上経過しているが終了していない例が認められる)。</p>	・変更申請手続きの迅速化を希望。	

ナイジェリアにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
12	為替管理	日機輸	(1)	外貨規制手続の不透明性	・外貨規制について、手続の進行状況が分からない。確認しても回答が得られない。	・手続状況を明確化し、現時点でどこまで進んでいるのかを確認できるようにしていただきたい。	
13	金融	日機輸	(1)	二重為替制度	・2016年6月に変動相場制へ移行したにも拘わらず、公表レートと並行市場のレートとの格差が拡大している。 又、公表レートでの外貨調達に困難となっている。	・公表レートと並行市場レートとの格差を是正し、公表レートでの外貨調達を問題ない様にして欲しい。思い切った通貨政策が望まれる。	
		日機輸	(2)	外貨不足	・ナイジェリアの外貨不足から、L/C開設遅延等が頻発している。	・石油生産量の減少が、外貨不足の背景。生産量の回復の為には、南部油田地帯での治安の回復が急務。又、中期的には産業多様化政策の具体的推進による輸出産業の育成が望まれる。	
14	税制	日機輸	(1)	税務当局の査定能力	・法人税・VAT・個人所得税いずれも、税務当局がナイジェリア国内税法に準拠しない不明確な判定基準や調査官個人の裁量により多大な徴税額の査定を行う事例がある。 (内容、要望ともに変更)	・税務当局における税法に基づいた課税。	
26	その他	日機輸	(1)	治安問題	・首都アブジャ、並びに商業都市ラゴスにおいても日本政府の危険度ランクは、2となっており、一部日本企業では、出張もなかなか困難な地域と位置付けられている模様。又、危険度3以上の地域も多く、ナイジェリアでのプロジェクト推進においては、治安の問題が、一つの懸念点にもなっているものと思われる。	・アブジャ及び、ラゴスでの治安の改善がまずは必要(日本の交番制度の様なもの導入も、一つの改善の為の施策となり得るかと思われる)。将来的には危険度2以上の地域を減少させるべく、その政策に期待したい。	

アルジェリアにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
2 国産化要請・現地調達率と恩典	日機輸	(1)	自動車代理店の産業分野への投資義務	・産業投資を行わない自動車代理店に政府許認可を与えず、また、乗用車に就いてはメーカーからの出資を義務付けることで、自動車組立投資を実質的に強制させられている。 その一方で、自動車組立に関する法的な整備は十分でなく(組立許認可のプロセス、現地調達率の計算方法が不明確等)、組立投資の検討が困難。	・アルジェリアとしての明確な自動車産業方針の提示、及び法規・許認可プロセスの徹底した整備を行ってほしい。	・Law No 14-10 of 30 Dec 2014 (2015年財政法)
9 輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	仲介業者の排除、クォータ制の導入	・2016年2月8日以降、輸送機(自動車・農機・建機等)の完成車輸入に就き、日本商社含めた第三者の介入が禁止となった。現地代理店がメーカーから直接購入することが義務付けられ、当社は商流に介入出来なくなった。又、2016年5月には自動車完成車輸入に対するクォータ制(数量・金額)が導入され、需要に反して益々自動車輸入に対する締め付けが厳格化されている。	・条件設定の上、条件を満たす仲介業者(例えばメーカーから指定された商社)に就いては介入を認めるよう法改正の検討を頂きたい。	・Executive decree No 15-58 of 8 Feb 2015
	日鉄連	(2)	輸入規制(輸入ライセンス制)	・2016年1月14日、アルジェリア政府が2016年の鉄筋棒鋼輸入数量を200万トンに制限する旨、公布。 2016年2月3日、施行。		
12 為替管理	日機輸	(1)	外貨送金各種規則の変更と恣意的運用	・国外への外貨送金について、中央銀行の許可が必要だが、その許可基準や手続きが不透明であり、国外への送金が簡単にできない。	・柔軟性のある外貨管理制度への変更と法令等の不透明な適用の排除。	
13 金融	日機輸	(1)	口座管理	・外国企業が開設できる内貨口座の開設・利用制限が厳しく、潤滑な企業活動に支障をきたす。 例えば、プラント輸出契約において、契約毎にしか内貨通貨入金可能な口座を開設できず、同口座は契約終了と同時に強制的に解約せねばならず、補償期間中の支払や入金(税金の還付を含め)に対応できない事がある。また、入金内容については、契約対価、税金、保険等に限られ、固定資産売却や協力会社からの立替経費等の雑収入の入金が許可されていない。	・柔軟性のある金融制度への変更と法令等の不透明な適用の排除。	
14 税制	日機輸	(1)	租税条約の未締結	・既に条約締結済みのアジア諸国(韓国・中国)や欧州諸国(フランス・イタリア等)に比べ、投資及びプラント輸出受注競争において劣後する環境に置かれている。	・租税条約締結に向けた早期の交渉開始。	

モロッコにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制・関税・通関規制	日鉄連	(1)	セーフガード措置	<p>・2014年6月11日、モロッコ産業通商省が、輸入冷延鋼板、表面処理鋼板、合金鋼板類に対するセーフガード調査を開始する旨、官報告示。</p> <p>モロッコの輸入HSコード7209、7210(7210.11、7210.12、7210.90.21.00、7210.90.22.00、7210.90.23.00を除く)、7211(7211.13、7211.14、7211.19を除く)、7212(7212.10を除く)、7225、7226に含まれるもの。10月9日に暫定措置(25%のSG税)。</p> <p>2014年10月9日、モロッコ産業通商省が、25%の暫定SG税の200日間賦課を決定。</p> <p>2015年5月14日、モロッコ産業通商省が5月14日最終決定。 (変更)</p>	<p>・措置撤廃。</p>	

モーリタニアにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	知的財産権の侵害	・会社のロゴを無断で使用する、代理店でないにも関わらず代理店を騙る等の問題が発生している。	・知的財産権の侵害行為に対して取締を強化していただきたい。	

セネガルにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	関税、手続費用の不明確さ	・特に特殊な品目について輸入関税や手続費用が明確になっておらず、過大請求されることがある。	・輸入関税、手続費用を明確にし、公平性を確保いただきたい。	
16	雇用	日機輸	(1)	ビザに関わる法制度の変更	・出張者の就労ビザ要否に関わる法律が頻繁に変わり、入国審査官によっても認識が異なるためトラブルに巻き込まれることがある。大使館に確認しても回答が得られない。	・大使館にて法改正の情報を把握していただきたい。	・ニターカート・プログラム
		日機輸	(2)	ビザ発給の遅延	・Work permitを取得するのに時間がかかる(6ヶ月程度)。	・Work Permit取得までの時間を短縮していただきたい。	

ガーナにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	高輸入関税	・鶏肉の輸入には35%の関税を始めとして様々なLevyが付加され、総通関コストは68%にも及ぶ。	・関税率引き下げ。	
	日機輸	(2)	貿易関連統計情報の整備	・貿易に係る統計情報が一元的に整備されておらず、必要に応じて統計局に個別に依頼し、2-3週間待たされた後に、非常に大雑把な情報が開示されるのみ。	・統計情報の一元的管理。	
14 税制	日機輸	(1)	移転価格税制	・ガーナ当局はLiaison Officeに対する課税を検討していると言われており、大手会計士事務所は顧客企業に対してその方向でアドバイスしているが、地場系会計士事務所は従前通り、収益のないLiaison Officeは納税不要との判断。本件については政府からの正式な指示もなく、進展も後退もしていない。	・関連法令をどのように解釈し、その結果の具体的な運用方法を「書いたもの」で公表してほしい。	・Income Tax Act, 2015 ACT 896 ・Ghana Revenue Authority Act, 2009 ACT 791 ・Value Added Tax Act, 2013 Act 870 ・Internal Revenue Act, 2000 Act 592 (Amendment, Act 622 628 644 669 700 710)
16 雇用	日機輸	(1)	居住許可発行手続きの非効率	・2016年3月赴任時にAgentを通じて居住許可証を申請したが、発行されるまでに約2ヶ月かかった。	・発行プロセスの効率化。	・入管法
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	知的財産権の侵害	・会社のロゴを無断で使用する、代理店でないにも関わらず代理店を騙る等の問題が発生している。	・知的財産権の侵害行為に対して取締を強化していただきたい。	

エチオピアにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
12	為替管理	日機輸	(1)	外貨規制手続の不透明性	・外貨規制について、手続の進行状況が分からない。確認しても回答が得られない。	・手続状況を明確化し、現時点でどこまで進んでいるのかを確認できるようにしていただきたい。	

ケニアにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	日鉄連 日機輸	(1)	船積み前検査	・2015年12月1日、輸入鋼材全般を対象とした船積み前検査の実施。 (継続) ・ケニア当局の要求により船積み前検査(PVOC)なる要求がある。円借款案件でも免除される可能性低く、このため余計なコスト・納期を要することになる。	・有効期限での措置の撤廃。 ・WTOルールにおける事前公表義務の厳格化。 ・少なくとも円借款案件での免除を求む。	
14 税制	日機輸	(1)	免税手続き	・円借款商談において、当該E/N内容が相手国政府機関内・ケニア国内で十分に周知・公示がなされていないようで、免税手続きに問題が生じる可能性あり。	・交換公文(E/N)の内容は相手国内でも確実に周知・公示されるようにしてほしい。	
24 法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	法制度の未整備、不具合	・外資による支店開設に係る法規制が二転三転しており、改正法の発効後も現地当局の手続き申請が再開されず、支店開設が進められない。	・混乱を生じさせない現実に即した法制度の充実。 ・また、迅速な当局の見直しを求める。	

タンザニアにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	通関手続の遅延	・港(空港)における手続が10~14日を要し、多額の在庫・資金負担となる。 (継続)	・港湾手続・税関の抜本的な能力改善が求められる。	
	日機輸	(2)	出荷前検査の義務付け	・2012年度から製品を輸入する場合に第三者機関の出荷前検査が義務付けられ、以前の通関時での自国検査に比べコスト負担増加。 (継続)	・この制度により密輸等の不正を規制出来ればよいが、実際には不正が横行しているので、制度の運用を厳格に実行して頂きたい。	・税関関連法
13 金融	日機輸	(1)	過度の銀行保護	・現地通貨貸出金利:16~22%、預金金利:0~2%。 US\$で5~7%と世界相場から乖離。 中央銀行による、銀行保護が強すぎる。 (継続)	・金融コストが過大。	
14 税制	日機輸	(1)	非効率な課税業務	・税務当局(TRA)のレベルが低く、追徴レターの乱発・間違い等、対応時間・コスト(コンサルタント)が甚大。 (継続)	・当局内の権限・窓口の整備を行い、年度順序に沿った監査が求められる。	
	日機輸			・実勢価格と乖離したTRA標準価格が設定されており、課税額増額を避けるため支払い証明の提示が必要となり資金負担となる。		
26 その他	日機輸	(1)	電力供給不足	・電気普及率が24%に留まりながら、日常的な停電多発に加え、料金の上昇が継続。また、停電時のジェネレーター使用による燃料コスト負担発生。 (継続)	・基本的な能力改善は元より、組織運営費の透明性が求められる。	

ザンビアにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制・関税・通関規制	日鉄連	(1)	セーフガード	・2015年7月10日、一部の冷延鋼板およびめっき鋼板のセーフガード調査を開始。 (継続)	・調査の取り止め、日本材の対象除外。	

アンゴラにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
2	国産化要請・現地調達率と恩典	日機輸	(1)	Oil Sectorにおける国内産業優遇	・アンゴラのOil Sectorでは通常、油井管等の必要資材の納入において、Local Contentsを含むことが求められている。例え当地に事務所が有る場合でも、駐在員事務所のステータスの場合、Local Contentsとして認められず、入札のPQすら通過出来ない状況となっている。 (継続)	・Local Contents規制に関する緩和を行って頂きたい。	・法令No. 48/06 ・法令No.127/03
12	為替管理	日機輸 日機輸	(1)	外貨送金の遅延・手続の不透明性	・当地アンゴラより外貨送金を行う場合、アンゴラ中央銀行の承認が求められるが、当該承認手続きには非常に時間が掛かる為、外貨送金に時間を要する。2015年より油価下落の影響で全ての外貨送金を中央銀行がコントロールするようになり、L/Cの開設を含む外貨送金、及び外貨の引き出しが非常に困難な状態となった。 (内容、要望ともに変更) ・外貨規制について、手続の進行状況が分からない。確認しても回答が得られない。	・外貨送金に関する規制緩和の実施、或は外貨送金承認取得に関する手続を簡略化して頂きたい。 ・外貨送金を許可して頂きたい。 ・手続状況を明確化し、現時点でどこまで進んでいるのかを確認できるようにしていただきたい。	・アンゴラ中央銀行Aviso 13 2013
16	雇用	日機輸	(1)	査証発行の煩雑な手続き	・労働ビザ申請/更新要件:労働ビザ申請要件としては次の2点が問題となる、即ち、商業登記(大凡計15ヶ月を要する)および 所轄省庁よりの意見書。商業登記が為されていない場合は労働ビザ発給に1年以上を要することとなる。また、通常Rep Officeの所轄省庁は商業省となるが商業省よりの意見書は事実上発給されず、他省庁に頼み込む必要がある。他省庁よりの意見書発行までの期間は全く予測不能。結果として、当地駐在員の労働ビザ取得期間は(JICA/同業他社の例を含めると)少なくとも半年～1年程度を要することとなっている。当社の場合は幸いにして、商業登記済み、かつ意見書が最近スムーズに発行されており、現状1ヶ月以内でビザ発給がなされているが、初代当出張所長の労働ビザ取得には、商業登記(15ヶ月)+石油省よりの意見書取得(9ヶ月)=24ヶ月を要した。なお、労働ビザ更新には2～4週間を要する。上記通常の労働査証発給に加え、Project関係者(第3国人)に対する柔軟な対応をお願いしたい。 履行中の工事関係者、特に第3国人(インド/ブラジル/欧州各国)への査証発給は、各国アンゴラ大使館の運用に拠るが、国によっては短期査証発給に1ヶ月以上を要するケースがある。 (継続)	・労働VISA発給に関し、手続きの簡素化、乃至は柔軟な対応(本邦企業の工事履行に伴う特例措置、Project関係者一括のBlock VISAの発給等)を検討頂きたい。	
		日機輸	(2)	ビザ発給の遅延	・Work permitを取得するのに時間がかかる(長いときで2年程度)。督促すると違法に追加料金を要求される。	・Work Permit取得までの時間を短縮していただきたい。また、違法行為に対する取締りを強化していただきたい。	
		日機輸	(3)	被雇用者側寄りの労働法	・当地の労働法は極端に被雇用者よりの内容となっており、減給や解雇が非常に難しい、或は解雇する場合には高額のコストが発生する。 (継続)	・労働法につき、雇用者、被雇用者間の不均衡是正を検討して頂きたい。	・労働法 No. 15/15, No. 7/15

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
23 諸制度・慣行・非能率な行政手続	日機輸	(1)	契約承認等 Processに時間を要する	・役務提供契約の内容、及び金額により中央銀行、或は経済省他の事前許認可取得が必要であるが、この契約承認Processに時間を要する(1か月超)。(継続)	・国家Project、或は国策に沿う産業発展に寄与するProject等については、Processを簡素化/短縮化できるような柔軟な対応を検討頂きたい。	・大統領令No. 273/11、No. 123/13
26 その他	日機輸	(1)	高額なTerminal Charge	・当国におけるTerminal Chargeは非常に高額(1日当りUS\$ 170/コンテナ)であり、このTerminal Chargeの値下げを検討頂きたい。また、通関完了後にTerminal Chargeを支払い貨物がリリースされるが、System上の問題が度々発生し支払いが実施できず、その間の引き取りが遅れると共に当該期間の港の保管Chargeが請求される(クリスマス休暇期間中なども全て支払い実施できず貨物の引き取りも出来ない状況)。(継続)	・Terminal Chargeの値下げを検討頂きたい。 ・System Down、休暇に伴い支払出来ない場合のCharge料については請求しない、等といった制約を検討して頂きたい。	

南アフリカにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1 外資参入規制	日機輸	(1)	黒人社会の過剰擁護	・2003年に公布された黒人経済力強化政策(Black Economic Empowerment Act)が2015年より黒人への新たな優先要素が追加され、黒人がより優遇される基準(黒人社会への経済的利益貢献等)となり、日本企業にとって市場参入が難しくなりつつある。 (変更)	・外資参入障壁を軽減して頂きたい。 ・現在の基準を緩和して頂きたい。	・黒人経済力強化政策
	日機輸	(2)	産業育成プログラム(NIP)による外資参入規制	・南ア貿易産業省が推進する産業育成プログラム(National Industrial Participation Program)において、政府及び国営企業向けに総額US10百万ドル以上を超える場合、輸入額の30%相当を南アへの投資、国内企業への発注、南アからの輸出促進等を実施する義務を負う事になり、市場参入の障壁となっている。	・当該プログラムの見直し/撤廃を検討して欲しい。	・産業育成プログラム
9 輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	高輸入関税	・輸入品についてTV25%、AC15%、冷蔵庫25%と高率(国内組立製品、EU製は一部免除)。 更にExcise Duty 物品税も追加で負荷される。一方、洗濯機(1タブ仕様)、ビューティー商品などは無税。 明確な基準と高関税は正のロードマップが不透明。 (継続)	・南アフリカ消費者の生活向上と経済活性化のために、電器製品の関税率の見直しをし、公正な競争ができるレベルの関税率を設定してほしい。	
	日鉄連	(2)	輸入関税引き上げ	・2015年9月25日、HS 7210.41、7210.49、7210.61、7210.70、7210.90、7212.30、7212.40、7225.99 "free" から10%に調整関税引き上げ。 2015年12月4日、HS 73.03、73.05、73.06 free および10%から15%に調整関税引き上げ。 2015年12月18日、HS7213.91、7214.20、7227.90、7228.30、77228.60の調整関税がfreeから10%へ引き上げ。 2016年2月12日、半製品、厚板、冷延等に対する調整関税が、freeから10%に引き上げ。 2016年6月10日、一部熱延製品に対する調整関税がfreeから10%に引き上げ。 2016年6月24日、棒鋼、線材等に対する調整関税がfreeから10%に引き上げ。	・関税率の引き下げ。	・DEPARTMENT OF ECONOMIC DEVELOPMENT NOTICE 1007 OF 2015
	日鉄連 日鉄連	(3)	セーフガード措置の濫用	・2016年7月29日、冷延鋼板類のセーフガード調査を開始。 2016年11月14日、クロの仮決定ながらも、暫定措置無し。 ・2016年3月24日、熱延鋼板類のセーフガード調査を開始。 2016年7月22日、クロの仮決定ながらも、暫定措置無し。 2017年1月19日、重要事実の開示において、輸入の急増・損害・因果関係を認定するも、公共利益の観点から措置発動せずとの結論。	・調査の取り止め、日本材の対象除外。 ・調査の取り止め、日本材の対象除外。	
16 雇用	日機輸	(1)	家族ビザ発給の遅延	・駐在員本人の就労ビザは比較的スムーズに発給されるが、帯同する家族へのビザ申請手続きが煩雑で、発給に時間がかかる。(3~4ヶ月)	・家族ビザ発給にかかる時間を短縮していただきたい。	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19 工業規格、基準安全認証	日機輸	(1)	省エネ規制におけるIEC評価レポートの不受理	<p>・2015年5月よりEnergy Efficient規制発行。 安全規格認証取得の際にEnergy Efficiency Report提出が義務化。 〔課題〕 南ア規格はIEC欧州規格に準拠/連動しており、規制上にも両規格ナンバー関連性/対比がなされているにも関わらず、認証評価者によりIEC規格ナンバーに基づくレポート提出を拒否される。 (継続)</p>	<p>・評価担当者による評価基準のばらつきを是正すると共に、規制で認可されているIEC評価レポートの受付を徹底して欲しい。</p>	
	日機輸	(2)	安全規格認証取得の煩雑さ	<p>・輸入通関に安全規格認証LOA提示が求められる。 これを取得するために CB Report、 EMC準拠、 Energy Efficient Reportの提出が必要。 また一部商品では 南アフリカ専用プラグ仕様が求められる。 〔支障となっている課題〕 2015年まで3ヶ月であった認証取得期間が、現在は6ヶ月以上。 商品切替サイクルが通常1年である当業界において、タイムリーな新製品導入ができない。 一方ローカル生産品に対しては1~2ヶ月程度で認可される。 当局によるLOA申請書類確認にすら時間が掛かっている。時に必要書類提出後、2~3ヶ月経って追加書類、訂正等を求められ、再提出後更に認証取得待機6ヶ月掛かることもある。 (継続)</p>	<p>・当局NRCSにおける承認期間短縮化(ローカル生産品と同じ1~2ヶ月)、即時提出書類確認を要望する。 ・また Energy Efficiency Reportのような新規制を導入時には、同時にそれに対応できる人員を増員するなど、適切に対応してほしい。</p>	
26 その他	日機輸	(1)	治安問題	<p>・輸入通関時また国内配送において盗難多発。殆どのケースにおいて荷主の費用負担となりコストアップの原因となる。 (継続)</p>	<p>・更なる治安改善に向けた取組強化を働きかけてほしい。</p>	

モザンビークにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	雇用	日機輸	(1)	外国人雇用規制	<p>・現地拠点(支店、現地法人問わず)における外国人雇用は労働許可が必要で、労働省は外国人労働者の割合について下記の通り規制を設けている。</p> <p>労働者が100人を超える大企業:全従業員の5%</p> <p>労働者が10-100人までの中企業:同8%</p> <p>労働者が10人未満の少企業:同10%</p> <p>現地従業員が数名の本邦企業支店では、駐在員を2名以上派遣することが事実上困難となっている。</p> <p>更に2016年11月の法改正により、外国人労働者の査証取得要件がより厳格化され、査証取得により長期を要するようになっている。</p> <p>(追加)</p>	<p>・同制度の撤廃、見直し。</p> <p>・特に、商業活動を行わず情報収集を目的とした外国企業支店や、F/S目的会社など、多くの現地従業員を必要としない外国企業拠点に対する適用例外の運用を求める。</p>	<p>・労働法 法令第55号 -2008年12月30日交付 (外国人労働者規制)</p>

新規意見速報版
2017年版アンケート新規意見：貿易・投資上の問題点と要望

2017年8月

連絡先： 日本機械輸出組合
通商・投資グループ 和田、武田、高橋、庫元

〒105-0011

東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館401号

TEL 03-3431-9348

FAX 03-3436-6455

E-Mail tohshi@jmcti.or.jp

<http://www.jmcti.org>

<http://www.jmcti.org/mondai/top.html> (貿易・投資円滑化ビジネス協議会)

禁無断転載